

目次

CIV 8 -CR-3rd-1-★異議20210922.....	2
----------------------------------	---

異議申立書兼趣意書 CIV8

令和 3 年 9 月 22 日

東京高等裁判所 御中

申立人

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話・FAX 0278-72-5353

本申立の趣旨

申立人が、令和 2 年 12 月 15 日に、前橋地方検察庁検察官検事の上村正を公務員職権濫用罪等で告訴したところ(前橋地検 R2 檢 2552)、前橋地方検察庁検察官検事の田中隆士から、令和 3 年 1 月 14 日付で不起訴処分を受けた。

これについて、令和 3 年 1 月 18 日付で付審判請求を申し立てたが(前橋地裁 R3 つ 2)、令和 3 年 7 月 28 日付で、前橋地方裁判所刑事第 1 部の水上周、鈴木麻奈美、手嶋悠生らに棄却された。

これについてさらに、令和 3 年 8 月 16 日付で抗告を申し立てたが(東京高裁 R3 く 610)、令和 3 年 9 月 16 日付で東京高等裁判所第 12 刑事部の、平木正洋、野村賢、村山智英らに棄却された。

しかしながら、いずれの処分ないし決定も、合理的根拠が無いとの当り前の訴えを更に無視している。

後述の通り、原決定には理由が無く、全部不服なので、刑事訴訟法第 428 条第 2 項に基き、異議を申し立てる。

第 1 原決定の表示

事件番号 東京高等裁判所 令和 3 年(く)第 610 号

主文

1 本件抗告を棄却する。

第 2 本申立の趣旨

原決定を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 本申立の理由

1 虚偽表示無効

原決定は、「以上によれば、本件付審判請求は理由がないとして、これを棄却した原決定に誤りはない。よって、刑訴法 426 条 1 項により、主文のとおり決定する。」と判示している。

しかしながら、私の当り前の訴えを無視し理由がないとした点は虚偽である。 故意の事実誤認である。

■各決定は実質的な司法拒絶である

訴えた当り前の蓋然性を無視しており、理由の無い事実認定である。

これでは事案解明にならず、当り前に、裁判とは呼べない。

このように当り前の蓋然性(不可欠の判定要素)を無視するならば、いかなる犯罪も隠蔽される。

裁判とは訴えの合理性の判定であるから、原決定は当然に無効であり、少なくとも私の裁判ではない。

2 以上のとおり、原決定には理由が無く、事実誤認なので、取り消されるべきである。

第4 本申立の理由の説明

★何度も言うように、訴えた犯罪を否定した実質的根拠が無い。 处分や決定の合理性が無い。

何度も言うように、不起訴裁定主文とは単なる分類名に過ぎず、実質的な理由には、なり得ない。

なぜならば、事実として、訴えた嫌疑の「どこをどのように」否定したのか?、誰にも解らない。 100%自明

理由が解らなければ告訴状の再提出もできないから、その妨害効果は明白である。

簡単にできるはずの実質理由の告知を頑なに拒み続けた欺瞞こそ、まさに職権濫用の極みである。

このような甚だしく不合理な国家権力の行使は、当然に不適正であり、妨害であり、許されない。

犯罪を告訴し身の安全の確保を求める権利は誰にでも有り、また、犯罪を隠蔽する権限は誰にも無い。

制度として私闘を禁じ、個人の刑事起訴の権利を奪っている以上、処分の合理性は不可欠である。

ひとたび告訴状に記載した嫌疑を受理した以上、なおさらである。

本件は故意の事実誤認なので、当然に、犯罪であり、手続妨害であり、人権侵害である。

★また、身の安全の確保は、訴えた脅迫被害継続に直結するから、当り前に自由権的な権利性は有る。

具体的には、適正な手続を受ける権利(憲法13条)、ないし、幸福追求権(憲法13条)、犯罪の検挙により身の安全の確保を求める権利)である。

なおこれは、たとえ権利でなくとも、少なくとも、法律上保護される利益である。

組織的隠蔽に対して、本決定のような、正当業務行為が前提の反射的利益論は無意味である。

このような、訴えを無視した無条件の論理によれば、いかなる犯罪も摘発できない。

★加えて反射的利益論は、公共の福祉優先による人権侵害なので、過去の国連答弁への背信である。

裁判とは、訴えの合理性を判定する手続である。

然るに、いずれの処分や決定も、訴えの無視と合理性の欠如の両面から、手続として無効である。

何よりも、こうした当り前のこと頑なに認めようとしない狂気こそ、社会的な隠蔽の証左である。

動機は無法社会の陰謀である

このような狂気の決定は通常成し得るものではなく、無法社会の陰謀の象徴であり、当然に無効である。

つまりは社会一丸となって、見て見ぬフリをすることによる隠蔽である。

合理的根拠が無いから犯罪(組織的隠蔽)だと訴えているのに、全機関とも検証しようとする欺瞞。

なお、「包囲網」の概要は、告訴状に添付した被害届2018と恣意性一覧表の通りである。

その最新版は、私のサイト <https://alien1961.jp/> にも掲載している。

手続的無効性は自明過ぎる

具体的には、「起訴猶予」とした理由が無い。 動機である、列挙した蓋然性を無視していると思われる。

具体的には、付審判請求書や抗告申立書の通り、普通は決していない留守宅侵入である点の蓋然性や、郵便局員齋藤佳之の居眠り中の屋内侵入や石井恵子の三度の留守宅侵入との関連、などである。

法的評価

故意の事実誤認による隠蔽である。 最大要素が欠落しては判断できない。

甚だしい経験則違反かつ論理則違反であり、広義の判例違反である。

刑事訴訟法第 318 条の自由心証主義の濫用である。 自由心証といえども、合理性は不可欠である。

虚偽ないし無根であり、極めて反社会的なので、広義の違法(信義則違反や公序良俗違反)である。

正当業務行為ではないからこそ、手続(告訴)妨害となり、権利の行使の妨害ないし利益の侵害となる。

原事件の核心(全機関共通に無視している蓋然性) 付審判請求書 2 頁

●普通は決していない行為である点の共通性 極めて高度

無断の留守宅内侵入は、世界共通に自律権の侵害であり、禁止行為である。 公知の違法性

ましてや、ヤマト運輸のような上場企業の社内規定で容認されている筈が無いから、尚更不審である。

●3 事件の共通性(無意識下の屋内侵入である点)

先行する 2 件(郵便局員の齋藤佳之と村人の石井恵子)と全く同じ態様である。

つまり、社会的に共謀して同じ行為を繰り返して見せることによる威力脅迫である。

●動機を無視している

上記以外にも、恣意性一覧表の各蓋然性を総合すれば、数字で考えれば、包囲網の実在は明白。

包囲網が隠蔽している犯罪は、殺人や殺人未遂など、極めて凶悪である。

これらが起訴猶予などで済む筈が無い。 死刑ないし無期懲役が相当である。

以上